

大崎事件の再審開始をもとめる要請書

最高裁判所第三小法廷

長嶺 安政 裁判長 殿

大崎事件が発生したのは1979年（昭和54年）10月15日のことでした。今年で44年になります。当時53歳であった原口アヤ子さんも96歳、人生の半分をこの事件のために費やしました。

大崎事件は殺人事件ではありません。無実の原口アヤさんが不当にも10年間の刑に服して出所後に、再審請求を行い鹿児島地裁は2002年（平成14年）3月再審請求を認めました。しかし、検察は即時抗告を行い高裁、最高裁も再審請求を棄却しました。原口さんはその後も再審請求を続け2017年（平成29年）には鹿児島地裁で2回目の再審開始決定が出され、検察の即時抗告を福岡高裁宮崎支部が棄却し、3回目の再審開始を決定しました。2018年（平成30年）3月のことでした。

しかし、これらの再審開始決定を最高裁は2019年（令和元年）6月、高裁に差し戻すことなく取消して請求を棄却しました。裁判史上例がありません。

第4次再審では、弁護団は澤野誠鑑定を提出しました。澤野鑑定は、被害者の頸椎前出血は転落事故による頸部の過伸展によって生じたもので、被害者は低位頸髄損傷により運動機能障害に陥り、さらに近隣住民2人の不適切な救護活動によって高位頸髄損傷となり、呼吸停止が生じ、被害者宅に到着した時点で死亡したことが確定であるというものです。

確定判決を支えていた、死因を「頸部圧迫による窒息死」とした唯一の客観的証拠である城旧鑑定は、これにより証明力を失うことは明らかです。また、生きた被害者を被害者宅の土間に置いたという近隣住民2人の供述も信用性を失います。

しかし、原決定は、この澤野鑑定の明白性を認めませんでした。弁護団は、判例違反、重大な事実誤認を主張しています。

最高裁の審理も4度目（通算12回目）となります。「憲法の番人」と呼ばれる最高裁が、無実の人を救うための再審制度本来の役割を発揮するよう要請します。私たちは、上記の趣旨から、貴裁判所に対して、次の2点を心から要請いたします。

- 1、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を再審にも適用されるとした「白鳥・財田川決定」に則って判断すること
- 2、一日も早く、再審開始決定を出すこと

氏名	住所	募金

2024年 月 日<取扱団体>〒890-0063 鹿児島市鴨池2丁目14-20-102

日本国民救援会鹿児島県本部 tel.fax099-298-5161



取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401

電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

救援新聞

{1958年6月10日}
第三種郵便物認可